

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成28年6月教育委員会会議：定例会

期 日 平成28年6月22日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時36分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 関山 邦宏 委員長 田邊 俊彦 委員長職務代理者  
菅谷 義範 委員 茅野 達也 教育長

傍聴者 3名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	蜂谷 匡	学 務 課 長	佐久間保男
	指 導 課 長	諸根 彦之	教育センター所長	塚本 学
	社会教育課長	檜垣 幸夫	文 化 課 長	鈴木 千春
	指 導 課 主 幹	相蘇 重晴	教育総務課企画財務班長	菅原 敬太
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 委員長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

・5月27日、東京都八王子市で開催された平成28年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会、6月20日、開催した臨時校長会議について報告する。

1つ目、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会については、八王子市内のオリンパスホール八王子で開催され、関山委員長、田邊委員長職務代理、蜂谷教育総務課長、鈴木副主幹とともに参加した。総会では、平成27年度事業報告、決算、平成28年度事業計画案、予算案について審議され、原案どおり可決された。また、役員人事についても原案どおり可決された。なお、地教連会長である関山委員長が開会のご挨拶をされた。総会後の研修では、文部科学省の初等中等教育企画課長から「初等中等教育改革

に係る今後の方向性」と題し、文部科学省が進める各種の施策について説明があった。また、特別講演では、スポーツ庁長官の鈴木大地氏から「スポーツの価値を高めるために～新しいスポーツ行政のかたち～」と題し、国が推進している東京オリンピック・パラリンピックを契機とした各種の取り組みについて紹介があった。

2つ目の臨時校長会議について、6月15日、16日の新聞報道等で大きく取り上げられた印西市内の中学校男子生徒の恐喝容疑による逮捕という大変重大な事件が発生した。この事件の経過や発覚までの過程は、報道の限りであるが、学校の指導体制が問われるべき案件であり、各学校は自校の指導体制と生徒指導に関する危機管理を見直す機会と捉え、再度点検をすることをお願い申し上げることを趣旨として臨時の会議を開催した。この事件の問題点は、私は4点あるというふうに話した。1つ目は、事件発覚までの長期にわたるいじめと恐喝行為、2つ目は被害生徒の真実の声を把握できない管理職と指導者、3つ目は校内での暴力行為、金銭の受け取り、ゲーム機の受け取りといった悪質きわまりない行為に気づかない学校の危機管理の欠如、4つ目は現金を扱う課金制のゲームから発展した金銭の受け取り行為について、生徒から情報が得られない、いわゆる学校と生徒の関係、そこで繰り返す暴力行為と傍観的な立場で、いじめ行為を知っているにもかかわらず報告できない状況をつくり出してはいないかと、課金制のゲームを行い、金銭のやりとりをしていないかについて緊急に調査をしておくよう指示をした。この結果をもとに、また教育委員会と一層連携を密にとりながら、被害生徒が一人でも出ないような対応をしていきたいというふうに思っている。

② 佐倉市内小中学校卒業者の進路について【指導課長】

佐倉市内小中学校卒業者の進路について報告する。

小学校の状況については、公立中学校への進学率は93.7%で、一昨年度とほぼ同様の状況であった。私立中学校はやや減少しており、5.6%という状況である。千葉大附属中学校へは、市内で10名が進学し、ここ5年間で一番多い状況であった。県立千葉中学校へは4名が進学している。

次に、中学校の状況について、国・公立高等学校への進学は66.4%、私立高校への進学は31.8%と、やや私立への進学が増加している。高等学校への進学は98.3%で、やや減少しているという状況が見られる。市内の公立高校の4校への進学は、およそ2割程度で、平成26年度よりやや減少している状況である。また、専修学校へは6名が進学し、服飾関係、理容関係、自動車整備、それからサポート校に進んだという報告をいただいている。就職は5名で、建設業、塗装業、食品工場への就職だということである。また、在家庭は11名おり、今後の進路等について相談があれば、在籍中学校で支援をしていくことになる。その他としては、両親の母国へ帰国した生徒、それと通信制高校に5月になってから進学したという生徒がいた。

③ 小学校陸上競技大会の成績について【指導課長】

小学校陸上競技大会の成績について報告する。

小学校陸上競技大会、これは印旛郡の大会である。5月31日火曜日にな

るが、成田市の中台運動公園陸上競技場で印旛郡の大会が行われた。これは各部会で事前に大会が開かれ、上位に入賞した選手が参加するものである。佐倉市が所属する1部会でも5月18日水曜日に岩名陸上競技場で1部会の陸上競技大会が開催されている。一覧表には、上位8位に入賞を果たした選手を載せている。結果としては31名、5チームが入賞した。昨年度は35名、4チームの入賞であった。そのうち、6名、1チームが優勝している。学校としては、西志津小学校、志津小学校、千代田小学校の活躍がことしは目立ったところである。

④ 佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の開催について【指導課長】

佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の開催について報告する。

昨年度策定した佐倉市いじめ防止基本方針及び条例に基づき、佐倉市いじめ問題対策連絡協議会をこの7月15日金曜日の午後、全員協議会室にて開催をすることとした。運営に関しては、2ページの佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する要綱に基づいて行っている。出席者については、4ページの別表のとおりである。法務局からは佐倉支局長、それから児童相談所からは主席児童福祉司、佐倉警察署からは生活安全課長、北総地区少年センターからは主席少年補導専門員、サポートセンターからは千葉県スクールソーシャルワーカー、そして校長会の代表、学校評議員の代表、佐倉市PTA連絡協議会の役員、また市長部局からも企画政策課長、自治人権推進課長、子育て支援課長、児童青少年課長が出席をする予定になっている。教育委員会からも茅野教育長、それから蜂谷教育総務課長、佐久間学務課長、塚本教育センター所長、指導課長、私、諸根が、それから事務局として指導課の相蘇主幹、諸氏が参加することを予定している。年に1回の会議となるが、関係各機関の代表が一堂に会し、各機関が持つ情報を共有するとともに、日常的な連携が図れるよう、充実した会議にしたいと考えている。特に佐倉市としての取り組みを各関係機関にご理解いただき、今後の円滑な連携を期待しているところである。

⑤ 図書館の臨時休館について【社会教育課長】

図書館の臨時休館について報告する。

佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第3条第1項第5号に定められている特別整理日の規定に基づき、この報告書のとおり期間、施設を休館して施設ごとに蔵書点検作業を行おうとするものである。蔵書点検の期間について、佐倉図書館の例を見ると、10月4日火曜日から7日金曜日までの4日間が休館となる。このうち10月4日は第1火曜日のため、規則第3条第1項第4号に定められた館内整理日となる。そのため10月5日から7日金曜日までの3日間が特別整理日ということになる。以下、志津図書館、佐倉南図書館等においてもごらんの表のとおりである。表の下に米マークがあるが、利用者の利便性を考慮して、館内整理日と合わせて蔵書点検作業を実施するほか、各施設の休館期間が重ならないように調整をさせていただいている。また、利用者への周知方法については、「こうほう佐倉」9月1日号

を予定している。それと、図書館ホームページ、図書館カレンダー、館内ポスター掲示など、ごらんの方法で周知を図っていく。

⑥ 佐倉市市民文化資産運用委員会委員の委嘱について【文化課長】

佐倉市市民文化資産運用委員会委員の委嘱について報告する。

市民文化資産運用委員会は、佐倉市市民文化資産の保全及び活用に関する条例により設置されており、その位置づけとしては市長の附属機関である。教育委員会が補助執行することとなっていることから、報告事項としている。今回、任期として6月1日から平成30年3月31日までの2年弱の期間として委嘱をしている。なお、委員については、7名以内となっており、市民及び学識経験を有するもののうちから委嘱することになっている。

今期の委員については、公募により選ばれました市民の2人と学識経験者の2人が新任となっている。残りの方は再任である。新たに委員になっていた1番の歴博の小島さん、そして2番の樋口さんについては、再任であるが、それぞれ分野が歴史となっているが、1番の小島さんについては中世、再任の樋口さんについては近世から近代を専門とされている。資料番号の2番が重なってしまっていて申しわけないが、本来4番の鈴木尊志さん、3番となっているが、鈴木尊志さんについては前委員の筑波大の斉藤さんが芸術を専門とされていたことから、その芸術分野でご協力をいただきたいということで、川村美術館の鈴木さんをお願いした次第である。

⑦ 感染症について【指導課長】

5月中旬から昨日21日までの感染症について報告する。

昨年度から増減を繰り返している流行性耳下腺炎であるが、しばらく増加傾向にあり、これまでは146名が報告をされている。小学校では、10名以上が罹患した学校もあるので、ちょっと注意深く見ていきたいなと思っている。その他の感染症としては、溶連菌の感染症が市内で72名、感染性胃腸炎が48名と多くなってきた。また、一部の学校で水ぼうそうが25名発症している学校もあるので、手洗いの徹底等に努めていく。また、急激な温度変化で体調を崩す子どもも出てきているので、熱中症対策も含めて万全に対応をするよう、学校のほうに指導しているところである。

⑧ いじめの状況について【指導課長】

いじめの状況について報告する。

小中学校の5月末までのいじめの状況である。いじめの月例調査をいただいております、その報告から各学校での認知件数は80件の報告があった。昨年度より大幅に増加しているが、各学校で丁寧な指導のたまものと認識している。これも年度当初から実施した校内生徒指導研修会で、いじめの認知についてきめ細かく行うよう指導した結果であろうと考えている。内容については、やはり冷やかしかからかいが引き続き多く報告されており、最近ちょっと気になっているソーシャルネットワークサービスだが、SNSやインターネット等による誹謗中傷なども7件報告されている。また、先ほど教育長からもご報告いただいたが、印西市で起きた恐喝や暴力行為を伴ういじめの案件である。6月20日月曜日に臨時校長会議を開催し、教育長から指導して

いただくとともに、暴力行為や金銭問題、課金ゲーム等の緊急調査を行うこととした。各学校には、いじめは起きることを前提に、早期発見、即日対応、情報の共有化、学校間連携等について指導したところである。

⑨運動会の状況について【指導課長】

運動会の状況について報告する。

春の運動会は17小学校、1幼稚園で実施をした。一部の学校で順延もあったが、おおむね天候にも恵まれ無事に終了したところである。運動会練習中、当日の本番と大きなけがの報告はなかった。また、9月10日以降、6小学校、11中学校、2幼稚園で運動会が予定されている。9月以降の天候も、まだ状況がつかめないところではあるが、熱中症や大きなけがにつながるよう注意を喚起するとともに、安全を第一に考えて計画を立てるよう指導してまいりたいと考えている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

小学校、中学校の進路について、中学校のほうだが、ちょっと細かいことになるが、一番右の表の項目の進学以外の卒業先について、専修学校って、これは進学ではないのか。

【指導課長】

進学である。

【委員1名より】

こちらに入っている理由は。

【指導課長】

専修学校については、別枠で設けたほうが状況を把握しやすいということで、分けた形で設けさせていただいている。内容については、先ほども述べましたが、例えば千葉モードビジネスという服飾関係の学校やパリ総合美容学校、中央自動車大学校、またサポート校ということで成田翔洋学園、わせがく高等学校、明聖高等学校というところに専修学校として進学をしている。

【委員1名より】

細かいことでしつこく聞くつもりはないが、わざわざ進学以外の卒業生って分けるのが、これ慣例なのか。

【指導課長】

従来もこのような形で集計をしていた関係上、対比をする関係で、こんなふうに分けている。

【委員1名より】

ちょっと一般からすると違和感があるなという感じがする。直せば直していただいたほうがすっきりはすると思う。

【指導課長】

承知いたしました。

【委員1名より】

では、その点はまた来年以降、対応をお願いします。

私もそこのところ、その項目、進学以外の卒業先というのは、卒業生、先ではなくて進路かね。

**【委員1名より】**

専修学校も学校教育法の中にきちっと入っているので、やはり一つの進路として位置づけておいたほうが誤解がないかと思うので、よろしくお願いします。

**【委員1名より】**

佐倉市いじめ問題対策連絡協議会の開催について、条例の1条を見ると、医療関係が入っていないのだが、これは組織で何人かということで、こういう構成になったのか。

**【指導課主幹】**

いじめの連絡協議会の構成については、それぞれ国や県の機関、警察関係のほうの主目的ということで、対応させていただいたところである。医療関係の方のほうについては、いじめの調査会のほうでお願いしているという形で考えていた。

**【委員1名より】**

条例1条に確かに市立の小学校と中学校、教育委員会、それから児童相談所、千葉地方法務局と県警というふうに書いてあって、要するに機関を代表して各位が選ばれたというふうに解釈するということでよいか。

**【指導課主幹】**

はい。

**【委員1名より】**

先ほど教育長から印西市の中学校の事件の報告を受けた。このことについては、新聞で大々的に報道されているが、びっくりしたというか、こんなことが現実にあるのかなという思いで見させていただいた。というのも、非常に、いじめられている期間が長いということと、その間保護者のほうも全然わからなかったというようなことを書いてあった。それと、被害がやっぱり金銭的なことが、またべらぼうに大きい金額だった。3,000円、5,000円、1万円とか、そういうたぐいではなくて、何百万という中学生では考えられない、ばかげた、信じられないような大きな額であった。中学生でもこういう事件が起こり得るのだということをもろに目撃された。本当にショックであった。

恐らくこの件については、校長会で子細にわたり指導、報告から具体的なありようについては、るる徹底したところであると思うが、この問題は恐らくいろんな問題を抱えていると思うので、どうか細かく再度、恐らく県の教育庁でも非常に問題視していると思うし、当然これに関していろんな勉強材料、指導材料になるし、そんなことを参考に今後二度とこんないじめが発生しないようにしていただきたいなど、つくづく思う。先生も本当に気がつかなかったのでしょうか、巧妙だったのでしょうか。巧妙ということも、どんなふうに巧妙だったのか、指導のあり方がどこかすきがあったのか、そんなことも大いに参考にさせていただいて、今後こんなことが起きないように、ぜひともしていききたいものだなというふうに思うので、くれぐれもまたどうぞよろしく先生の指導を、あとは家庭とのコミュニケーション、保護者とのコミュニケーションについて、これは常々教育長も会議等でいろいろと徹底なさっているが、それでもこんなことが起きるのだから、教育長としても、いたたまれなかつたろうと思う。ぜひとも、ちょっと一歩深く突っ込んで子どもたちを見てやるという面がもっと必要なのかなというふうに思うので、ひとつよろしく、感想を述べさせていただいた。

**【教育長】**

委員がおっしゃってくれたとおり、県の指示を待っては何もできないので、私はすぐに指示をした。私もいろんな学校現場の経験があったので、230万円という金額、あの金額は家で何か物品を買うということで保管していたみたいでして、それを断続的に持ち出したようであった。それはこっちへ置いておいて、やっぱりあの子はどういう、ではああいう子がいる学校ってどうなのだろうと思ったときに、滋賀県大津の学校と何ら変わりはない。学校が崩壊している。私はそう思った。他市の学校です。佐倉では絶対許しません。

2つ目は、ああいう生徒はではどういった学校の中の位置づけかということ、割と目立たない、割と存在感は一人の存在感がみんなに波及しない、割と中間層の子で、それで目立たないように潜在的にやっているという例が一般的に多いと思う。そういったような子どもがやっぱり目立たないけれども、教員が、親が見えないところでどういう行動をしているかと、いつもそういう観察をする能力がないとだめだと。

3つ目は、やっぱり正義がきちっと通る学校でなければいけないから、多くの子どもが知っているにもかかわらず、それを発信できない学校、それはどうなのということで学校の先生方に話をした。

いずれにしても、今回の件は委員がおっしゃたように、重要案件と捉えて、佐倉に起きないという保障はない。そういう意味で、よく子どもたちを見てくださいという話をした。

**【委員1名より】**

佐倉市の市民文化資産運用委員会委員について、これは市長の附属機関ということでよいか。そうすると、選考については市長部局がやったということか。

**【文化課長】**

選考については、文化課のほうで案をつくり、市長が決裁されている。

**【委員1名より】**

これは、公募がお二人入っているが、公募で委員になられた方お二人で、何人ぐらい応募があったのか。

**【文化課長】**

実際応募は3名の方に応募いただいた。

**【委員1名より】**

この選考基準というのは何かあるのか。

**【文化課長】**

応募に際して応募動機をご提出いただき、それを私と文化財班の班長2名で内容を検討して選んでいる。

**【委員1名より】**

特に応募基準はなくて、小論文で決めたのだということか。

**【文化課長】**

そのとおりである。

**【委員1名より】**

非常にプリミティブな質問で申しわけないが、にわのわというのは、これはどんな団体なのか。

**【文化課長】**

つい先日も城址公園を利用して、いろいろなアーティストの皆さんが、それぞれ集まって、いろいろな作品を販売したりとか、それぞれ地域で活動している方が自分たちの作品を持ち寄って展示をしたり、それを気に入った方に買っただいたりとか、そういうようなイベントが、そのにわのわになる。以前は川村記念美術館のお庭のほうで行っていたことがあって、昨年から城址公園でやるようになっている。結構若い方が非常に多く、市外からもたくさん来られていて好評を博している。

**【委員1名より】**

そうすると、工芸中心の団体か。

**【文化課長】**

分野はさまざまです、本当にいろいろな分野の方が出展されている。

**【委員1名より】**

これは佐倉市だけではないのか、全国規模なのか。

**【文化課長】**

出展が市に限られるというものではない。

**【委員1名より】**

今回は佐倉市でやるということか。

**【文化課長】**

その関係している方が集まって実行委員会を組織しているという中のお一人が、坂本さんということになる。

**【委員1名より】**

私は実際見てきた。行ってきて、求めてもきたが、あの組織は全国規模である。あそこに130点ぐらい来たと思う。非常に若い方の登竜門的な感じがする。すばらしい作品が多く出品されていて、先ほど課長が言ったとおり、若い人に人気があるところである。聞くところによると、手を挙げてもなかなかあそこに出られないそうで1,000先ぐらい手を挙げて130ぐらいが当選したというふうに聞いているが、1割か1割5分ぐらいがあそこに出られると。私もある物を求めさせていただいたのだが、愛知県豊川の人であった。そんなことで、市役所が関与しているわけでもない、商工会議所が少しお手伝いしているようで、そのくらいの位置づけのものである。今度一回行ってみられるといいと思う。ああいういろいろなアーティストに育ててもらいたいなど、こんな景気が悪い世の中でなので、少し刺激になれば非常にいいのではないか。

**【委員1名より】**

感染症というより熱中症についてだが、今まで小中学校で熱中症で搬送されたという例はまだ出てないか、体育とか運動会とかで。

**【指導課長】**

今年度に限っては、特に熱中症で救急搬送はない。例年だと、てんかんの発作、それからアナフィラキシーショック等で救急搬送した例はあったので、これから運動会練習等でそういった運動をすることによって誘発されるショックというのがあるので、その辺も十分学校に指導していきたいと思っている。

### 3 議決事項

教育長より議決事項3件の上程

議案第1号 佐倉市いじめ対策調査会委員の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容： 佐倉市いじめ対策調査会委員の委嘱について説明する。

昨年度策定した佐倉市いじめ防止基本方針及び平成28年佐倉市条例第12号、佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例に基づき、佐倉市いじめ対策調査会を設置する。このことに伴い、本調査会の委員の委嘱について議案上程をさせていただく。まず、委員は名簿にある6名にお願いしたいというふうに考えている。期間は平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間である。

委員候補者の略歴等については、初めに、法律関係等に精通する方というお立場で、守田和正氏を委嘱したいと考えている。守田氏は、臼井駅前にある守田法律事務所の弁護士を務められる方である。平成12年2月5日から4年間、佐倉市の監査委員を務めていた。また、平成11年、12年度の2年間にわたり臼井小学校のPTA会長、平成19年度は臼井西中学校のPTA会長を務めるなど、市内の小中学校の状況を理解されている弁護士の先生である。

続いて、医療関係に精通する方というお立場で、佐倉市医師会からの推薦をいただいた、川村麻規子氏を委嘱したいと考えている。川村氏は、臼井駅前にあるこどもクリニックmomの院長で、この4月から印旛郡市学校保健会長も務めていただいている。また、佐倉市では平成25年度から市の学校保健会長及び生活習慣病予防健診検討委員、並びに心電図判定委員をお願いしている。平成14年の開院後、印南小学校や寺崎小学校の校医を務めていただいている。

続いて、学識経験者のお立場で、大野雄子氏を委嘱したいと考えている。大野氏は、現在千葉敬愛短期大学の教授を務めている。以前は、館山市や木更津市の中学校でスクールカウンセラーを務めた経験もある。また、児童相談所の心理判定員や病院の臨床心理士としての勤務もある。

続いて、心理関係というお立場で、臨床心理士の反町美紀子氏を委嘱したいと考えている。反町氏は、平成13年度から千葉県スクールカウンセラーとして数々市内の中学校にご勤務していただいております。今年度は南部中学校と、また市外では大山口中学校のスクールカウンセラーとして勤務されている。また、平成9年からは児童相談所の児童心理士としてもご活躍をされている方である。

続いて、福祉関係として、田中真紀氏を委嘱したいと考えている。田中氏は、平成26年度から印旛地区不登校センターにおいて千葉県に10名おられる県のスクールソーシャルワーカーのお一人である。社会福祉士と精神保健福祉士の資格を有し、平成20年度から成田市の特別支援教育巡回指導員も務めている。佐倉市においても、生徒指導の会議等の講師などもお願いしている方である。

最後に、人権関係として、松崎裕美子氏を考えている。松崎氏は、平成24年から佐倉市人権擁護委員を務められており、現在1期目を務められている。また、平成25年からは社会福祉課の主任児童委員を務めている。さらに、志津地区社会福祉協議会の事務局長を務めるなど、佐倉市行政にも積極的にか

かわっていただいている方である。

以上6名の委員候補者の略歴についてご紹介させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

5番目の方は女性か。

【指導課長】

女性のスクールソーシャルワーカーである。

【委員1名より】

女性が5人で男性1人だが、このバランスはいいのか。

【指導課長】

各関係機関に推薦等をいただいたところ、女性が非常に多くなりまして、このような候補者であるが、どこの関係機関においても推薦をするということだったので、候補者として選任した。

【委員1名より】

それぞれの方について余り特に異論はないが、ちょっと何かこうバランスが悪いような気がした。

【委員1名より】

調査会の開催というのは、問題があったときだけか。

【指導課長】

定例会として年2回開催を予定している。8月の初旬に1回と年明け1月の末ごろに1回を開催したいというふうに考えている。また、重大事態が起きてしまった折には緊急招集をさせていただくことも考えている。

【委員1名より】

条例の8条では会議をやるということが記されていないので、これは運用の問題ということか。要するに定例会の記述がないので。

【指導課長】

定例会は年2回として、重大事態が発生した場合は事実の確認、調査、審査というがあるので、臨時に集まさせていただくことになる。

【委員1名より】

この候補者の皆様は、各弁護士会とか団体の推薦を原則としてお願いしたということでもいいか。

【指導課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

調査会は傍聴できるのか。

【指導課長】

通例の定例会においては傍聴していただくのは可能になっている。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市社会教育委員の委嘱について  
社会教育課長より上程議案の説明

内容： 佐倉市社会教育委員の委嘱について説明する。

佐倉市社会教育委員設置条例第2条には、委員の委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。1、学校教育の関係者、2、社会教育の関係者、3、家庭教育の向上に資する活動を行う者、4、学識経験のある者、5、市民となっている。これらの規定を踏まえ、今回候補者15名を選出した。学校教育を初めとする関係者が11名、市民公募者が4名である。そのうち再任が12名で、新任が公募1名を含めて計3名である。

この候補者の1番から3番までの3名が、市内高校、中学校、小学校それぞれの学校教育関係者である。4番から8番までの5名が、社会教育の関係者である。教育委員会所管のPTA連絡協議会、文化団体のみならず子ども会やスポーツ等、広く社会教育の関係者を選出している。9番、10番の2名は学識経験者である。9番は、社会教育に造詣の深い地元千葉敬愛短期大学の教授である。10番は行政経験が豊富で、とりわけ社会教育に識見を有する方である。11番は家庭教育指導者として、小学校や中学校での就学事前健診時に、保護者に対して子育てのあり方等を指導する元教員である。12番から15番までの4名が公募の方である。今回4名の公募をしたところ、6名の応募があった。選考委員会で申込書及び小論文「佐倉の社会教育について考えること」、800字程度であった。これにより審査した結果、この4名を候補者とした。委嘱期間については、平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間である。

次の2ページには、候補者の略歴を載せている。続いて、3ページが委嘱状の案、5ページから10ページが社会教育法の抜粋、11ページ目からが佐倉市社会教育委員設置条例を載せている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

昨年度のこの社会教育委員会、2回定例会があると定められているが、検討された内容、議案、どんな内容でしたか。

【社会教育課長】

昨年度の定例会は2回行っている。まず、1回目が27年7月7日ということで、市役所において平成27年度の事業計画予算関係等について社会教育課、文化課、児童青少年課、生涯スポーツ課、関係各課と協議をした。それと、28年の1月29日に新しくできました志津市民プラザで行っている。こちらは、各事業報告並びに市民プラザ内の施設の視察等も行っている。

【委員1名より】

佐倉市の社会教育についての将来像のようなことについては、特に検討はされていないということでしょうか。

【社会教育課長】

昨年は、それまでに志津市民プラザの関係で大分検討を進めてきたので、去年はそれが完成したので、それを見るということが中心だったと思う。

## 《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市公民館運営審議会委員の委嘱について  
社会教育課長より上程議案の説明

内容： 佐倉市公民館運営審議会委員の委嘱について説明する。

佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第10条第2項には、審議会の委員は市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱と定めている。また、同条第3項には、委員の定数は15人とし、その任期は2年とするとしている。これらの規定を踏まえ、今回候補者15名を選出した。学校教育を初めとする関係者が11名、市民公募者が4名である。また、再任が12名、新任が公募2名を含めて合計3名である。

1番から3番までの3名が市内高校、中学校、小学校のそれぞれの学校教育関係者である。4番が社会教育の関係者で、市子ども会からの選出である。5番が家庭教育の向上に資する活動を行う者として、現在人権擁護委員及び市民相談員を務められており、また志津地区青少年育成住民会議の役員を務めるなど、豊富な経験を有する方である。6番から11番の6名は学識経験者である。市内6つの公民館から、それぞれ豊富な社会教育の見識を有する方を選出していただいている。12番から15番までの4名が公募の方である。今回4名の公募をしたところ、4名の応募があった。選考委員会にて申込書及び小論文「これからの公民館に求められるもの」、800字になります。これにより審査をした結果、4名全員を候補者とした。委員の委嘱期間については、平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間である。

次の2ページは候補者の略歴である。3ページ目が委嘱状の案、5ページから10ページまでが社会教育法の抜粋、11ページ目から佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例を添付している。

## 《議決事項についての質疑概要》

### 【委員1名より】

14番目の方について、略歴のところを見ると、公民館の活動と運営に大いに関心があるということだが、大いにというのは非常に抽象的ですし、論文の審査をされているので、その辺はきちっとされて、内容はきちっとしていたのだろうと思うが、これ面接はされていないのか。

### 【社会教育課長】

2ページの略歴のところ、14番の方、公募という文字が抜けていた。まことに申しわけございません。こちらは、申込書の中で職名、これまでの経験を書くところである。その中に特に書いてなかったのもので、その中で読ませていただいて、公民館活動と運営について特に関心を持っている。文章の中で中央公民館関係のことを大分書かれていた。あと審査については、こちらの申込書と論文により教育次長、社会教育課長、あと6公民館の館長で選考をさせていただいている。

### 【委員1名より】

皆さんそれぞれ専門の立場で審査されているので、間違いはないと思うが、

経験があるか、ないかも全くわからない、論文だけの問題なので、できれば、お忙しいと思うが、面接をされたほうがはっきりはするのではないかなという気はする。応募が4人で、4人きちっと定員いっぱいということは、もしかして数合わせでオーケーしてしまったなんていうことはまずないだろうと思うが、そういうところもちょっと心配なところはないかと、その辺は大丈夫か。

**【社会教育課長】**

それぞれ応募のほうの受け付けとかやっているのですが、この14番目の方も一番最後ではなく提出されている。それと、選考の中でも一番低い方ではなく、そういう基準になっているので、読ませていただいて、各皆様の合計も真ん中、6割以上越しているのですが、特に問題ないと私も考えている。

**【委員1名より】**

略歴を何か重視するというだけではないと思うが、この辺、何だかこれだけ大いに関心があるというのは非常に抽象的なもので、ちょっと心配な面がある。

**【社会教育課長】**

その辺も私も公民館にいたので、第1回目の委嘱状の後に、それぞれ公民館運営審議会委員としてはこういうことをやっていただくということも、きちんと説明をして、また公民館運営審議会、最近事業評価のほうもやっているのですが、定例会も年4回あるという状況になっているので、その中で十分協議をして活動を進めていただきたいと考えている。

《議決結果》

可決

4 協議事項

教育長により協議題1件の上程

協議（1）教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：教育委員会の事務執行に係る点検評価報告について説明する。

本日の協議事項は、平成27年度事業を対象とする教育委員会の事務執行に係る点検評価報告書案を作成したので、ご協議をお願いするものである。冒頭に資料を添付したので、これに沿って説明をさせていただきます。

冒頭資料1ページ、1点目は点検評価報告書案の内容についてご意見をいただく学識経験者についてである。昨年同様、倉次氏、新谷氏及び小林氏の3名に依頼する予定である。主な経歴については、添付させていただいた資料のとおりである。

次に、評価結果のポイントについてご説明する。冒頭資料の裏面、2ページ目、あわせて、報告書案は2ページから4ページについて、評価の前段として、教育ビジョンの4の基本方針、8の施策に沿って、主な成果と今後の展望を記載した。

次に、報告書案の10ページから11ページ、こちらは、各評価の結果を記載している。評価基準のA～Dのうち、結果はAまたはBという良好な結果である。

報告書案の11ページの一番最後のところに自己評価のまとめを記載した。教育ビジョン推進計画の前期は、平成27年度で終了するが、これまでの各年

度の達成状況とあわせると、前期計画における施策目的はおおむね達成できたと言える。平成28年度から後期推進計画がスタートするが、これまでの成果を検証するとともに、工夫や改善をしながら継続的に事業を行っていく

次に、報告書案の12ページから21ページでは、全ての事業に数値目標と実績数値、そして評価理由を記載し、総合評価、質的評価、数的評価を一覧表に記載した。重点事業26事業、通常事業92事業、全部で118事業である。

報告書案の22ページから47ページまでは、重点事業26事業の評価シートである。数値目標に対する達成状況、事業の進捗概要、自己評価の理由のほか今後の対応、課題などを記載している。

以上が事務局作成部分でして、本日ご審議いただいた後、次回7月の教育委員会会議で議決いただきましたら、学識経験者からの意見をいただき、巻末に加え、公表する予定である。

《協議事項についての質疑概要省略》

## 5 委員長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成28年7月定例会 7月20（水）午後2時00分より  
1号館3階会議室